

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案新旧対照表

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）〔第一条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>三百九十五人</u>とし、そのうち、<u>二百九十五人</u>を小選挙区選出議員、<u>百人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 行政区画その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、<u>第一項に規定する法律で定める選挙区が最初に更正されるまでの間</u></p>	<p>（議員の定数）</p> <p>第四条 衆議院議員の定数は、<u>四百八十人</u>とし、そのうち、<u>三百人</u>を小選挙区選出議員、<u>百八十人</u>を比例代表選出議員とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（衆議院議員の選挙区）</p> <p>第十三条 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、<u>別表第一</u>で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>別表第一に掲げる行政区画</u>その他の区域に変更があつても、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。ただし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたときは、この限りでない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 衆議院（比例代表選出）議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の廃置分合が行われたときは、第二項の規定にかかわらず、<u>別表第一が最初に更正されるまでの間は、衆議院（比例代表選出）</u></p>

は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

(新聞広告)

第四百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（十六人）を超える場合には、十六人とする。以下この章において同じ。）に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6 (略)

附則

(削除)

議員の選挙区は、なお従前の区域による。

6 (略)

(新聞広告)

第四百四十九条 (略)

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人）を超える場合には、二十八人とする。以下この章において同じ。）に依りて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3～6 (略)

附則

8| 別表第一中長野県木曾郡及び岐阜県中津川市の区域並びに別表

第二中長野県及び岐阜県の区域（地方自治法第七条第三項の規定により長野県木曾郡山口村を廃止し、及びその区域を岐阜県中津川市の区域に編入する都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更をする総務大臣の処分に係るものに限る。）については、第十三

条第三項本文及び第五項の規定は、適用しない。

別表第一 削除

別表第二 (第十三条関係)

選挙区

北海道

東北

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

北関東

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

南関東

議員数

四人

七人

別表第一 (第十三条関係)

(略)

別表第二 (第十三条関係)

選挙区

北海道

東北

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

北関東

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

南関東

議員数

八人

十四人

二十人

二十二

---

奈	兵	大	京	滋	近	三	愛	静	岐	東	長	福	石	富	新	北	東	山	神	千
良	庫	阪	都	賀	畿	重	知	岡	阜	海	野	井	川	山	潟	陸	京	梨	奈	葉
県	県	府	府	県		県	県	県	県		県	県	県	県	県	越	都	県	川	県

十六人

十二人

六人

十人

---

奈	兵	大	京	滋	近	三	愛	静	岐	東	長	福	石	富	新	北	東	山	神	千
良	庫	阪	都	賀	畿	重	知	岡	阜	海	野	井	川	山	潟	陸	京	梨	奈	葉
県	県	府	府	県		県	県	県	県		県	県	県	県	県	越	都	県	川	県

二十九人

三十一人

十一人

十七人

---

冲縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	九州	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	四国	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	中国	和歌山県
-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------

								十二人					三人						六人	
冲縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	九州	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	四国	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	中国	和歌山県

								二十一人					六人						十一人	
--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	-----	--

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五  
条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の  
結果によつて、更正することを例とする。

この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五  
条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の  
結果によつて、更正することを例とする。

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）〔第二条による改正〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>（改定案の作成の基準）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2  前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。</p>